

神流町集中改革プラン

平成18年3月
神流町

集中改革プランの内容

1 集中改革プランの考え方

神流町は、15年4月1日、「ゆるぎない財政基盤の構築」をねらいの一つとして位置づけ、自治の灯をともし続けるため、二つの自治体の合併によって誕生した。その直後発せられた、国の財政事情の改善と地方自治の本旨に則した国政を求めようとする、三位一体改革を始めとする国の構造改革は、地方分権と相俟って本町のような弱小な自治体に大きな陰を落とす結果となっている。

このような中、本町においては、総合計画のキャッチフレーズである「元気 活気 勇気のあるまちづくり」に向けて、鋭意努力を傾けているところであるが、さらに簡素で効率的な行財政の運営に資するため、平成17年12月、平成17年度から平成21年度までの取組みの方針として行政改革大綱を策定したところである。

2 集中改革プランの目的

本プランは大綱を基に可能な限り、行政改革の取り組み目標の数値化や具体的且つ住民に分かりやすい指標を用いることとするが、基本的には、平成17年3月29日、総務省より示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」によるものとし、自主・自立性の高い財政運営の確保を目指すものである。

3 集中改革プランの計画期間

本計画期間は、平成17年度から21年度までの5ヶ年間とする。

4 集中改革プランの体系（取組項目）

- (1) 事務事業の再編・整理等
- (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用）
- (3) 定員管理の適正化
- (4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- (5) 経費節減等の財政効果
- (6) 地方公営企業関係

集中改革プランの取組項目

1 事務事業の再編・整理等

(1) 事務事業の再編・整理等の基本的な考え方

限られた財源を有効に活用し、住民ニーズの変化に的確に対応するとともに、新たな行政サービスを効果的に展開するため、行政の責任領域を見直し、事務事業の必要性や効果などを十分に検証した上で、整理合理化等を図る。

また、事業の導入に当たっては、行政需要や新たな行政課題を的確に把握するとともに、補助事業にとらわれず、真の必要性や費用対効果を勘案し、事業の選択と重点化を図り、事務事業の成果や達成度を把握確認するため、経営管理手法の一つであるPDCAサイクルによって定期的に点検を行うものとする。

P : Plan	計 画	事業計画の策定
----------	-----	---------

D : Do	実 施	効果的で効率的な事業の実施
C : Check	評 価	業績評価
A : Action	改 善	改革改善案の策定及びP・Dへのフィードバック

(2) 事務事業の再編・整理等の取組目標

行政の守備範囲の妥当性

事業目的の明確化、適正な経費負担の確立など、効果的な財政運営を図るため、町民と町の役割分担を明確にし、簡素で効率的な行財政の体制を確立する。

- ・複合施設のあり方の検証をし、施設設置目的に照応した運営体制の確立を図る。
- ・行政と公共的団体等のあり方の検証し、慣例的団体事務の見直しによる行政の公正、公平の保持を図る。

町民ニーズとの適合性

多様な町民ニーズに的確に responding していくため、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを推進し、時代の流れや社会の変化などにより既にその役割を終えたり、内容や実施方法が硬直化し、効果が薄れていると判断されるものについては、廃止若しくは実施方法の変更等見直しを行う。

- ・慶弔制度の見直しを行い、適正な交際費とする。

事務事業の見直し

町民に対する行政サービスの迅速化かつ効果的な提供を図るため、必要以上の規制や町民の負担となっている手続きやシステム、社会情勢などの変化に対応していない規準や制度の見直しを行う。

- ・全庁的施策の効率的な推進体制を確立し、関係部局間の緊密な連携体制による効率的な事業の展開を図る。
- ・町内配布文書の削減を図るため、今後開局するケーブルテレビや広報誌への活用を更に推進する。
- ・関係団体等機関誌と町広報誌との統合を図り、行政経費の削減を図る。
- ・申請書等の省略と簡素化を図るため、手続きの省略と添付書類等の簡素化による簡潔な行政を推進する。
- ・事務の迅速化を図るため、事務処理手順の統一化による事務処理時間を短縮する。
- ・被服貸与制度の基準を改正し、使用頻度や耐用年数の見直しによる経費削減を図る。
- ・公金取扱い事故防止のため、完全口座振替制による公金取扱いの適正化を図る。
- ・庁内配布文書、事務用消耗品を徹底削減することにより、文書の減量化による行政コストの削減を図る。

(3) 取組内容

(単位：万円)

区分	取組事項 (担当課)	取組概要 (実施方法等)	取組期間 / 節減効果額						
			H17	H18	H19	H20	H21	計	
その他 事務事業の 整理 合理化	慶弔制度の見直し (総務課)	交際費支出となる病氣見舞金の廃止 香典の対象範囲の縮小及び金額の引き下げ	検討	実施					
				15	15	15	15	60	
	後納郵便の見直し (総務課)	安価な佐川メールへの切り替え	検討	実施					
			3	20	20	20	20	83	
	会議時間の短縮 (総務課)	会議資料を事前配布し、会議時間の短縮により湯茶の廃止	検討	実施					
			1	1	1	1	1	5	
	被服貸与制度の見直し (総務課)	被服貸与制度の基準を改正し、使用頻度や耐用年数の見直し(2年延長)	検討	実施					
				3	3	3	3	12	

助事業の見直し	(教育委員会)		3	3	3	3	3	15
	女性学級 (教育委員会)	活動内容の見直し	実施 →					
			1	1	1	1	1	5
	家庭教育学級 (教育委員会)	16年度をもって事業の廃止	実施 →					
			4	4	4	4	4	20
	ぬいぐるみ教室 (教育委員会)	開催回数と内容の検討	実施 → 検討 ←					
			12	18	18	18	18	84
	天体教室 (教育委員会)	16年度をもって事業の廃止	実施 →					
			3	3	3	3	3	15
	民生委員児童委員協議会(支援活動事業) (保健福祉課)	段階的に縮小	実施 →					
			41	53	68	68	68	298
	年末慰問事業 (保健福祉課)	対象者と対象年齢の改正	実施 → 検討 ←					
			12	25	25	25	25	112
	敬老祝い金支給事業 (保健福祉課)	20年度廃止に向けて検討	検討 ← → 実施 →					
						438	438	876
特別敬老祝い金支給事業 (保健福祉課)	金額の見直し	検討 ← → 実施 →						
					20	20	40	
慶祝式 (保健福祉課)	記念品支給の見直し	検討 ← → 実施 →						
			30	30	30	30	120	
1人暮らし交流事業 (保健福祉課)	内容の確認、年齢の見直し	検討 ← → 実施 →						
			10	10	10	10	40	
介護予防支援事業 (保健福祉課)	17年度をもって事業の廃止	検討 ← → 実施 →						
			87	87	87	87	348	
高齢者慰問 (保健福祉課)	20年度見直しに向けて検討	検討 ← → 実施 →						
					24	24	48	
配食サービス事業 (保健福祉課)	配食サービス料金の引き上げ	検討 ← → 実施 →						
			350	350	350	350	1400	

経費の見直し	電話台数の見直し (総務課)	自動車電話、町長室直通電話の廃止	検討	実施						
補助金 の見直し	結婚祝金 (総務課)	19年度から段階的に引き下げ	検討	実施						
補助金 の見直し	公営住宅入居促進事業	19年度をもって事業の廃止	検討	実施						
補助金 の見直し	媒酌人報償金	17年度をもって制度廃止	検討	実施						
補助金 の見直し	高齢者対応型住宅改造費補助金	18年度から補助対象範囲の見直し	検討	実施						
補助金 の見直し	定住促進住宅資金利子補給金	18年度から利子補給率の改正	検討	実施						
補助金 の見直し	森林整備促進事業補助金	20年度から補助率の引き下げ	検討	実施						
補助金 の見直し	商工業振興事業補助金	人件費にかかる補助の見直し	実施							
補助金 の見直し	小口資金補給金	18年度から利子補給率の改正	検討	実施						
補助金 の見直し	町体育協会補助金	段階的に縮小	実施							
補助金 の見直し	その他の補助金 41件	運営費の補助は段階的に削減し、事業補助は、概ね3年間	実施 検討							
計			75	163	193	193	193	817		

		計	347	1849	1964	2328	2368	8856
負担金の見直し	奥多野ニヶ町村議員研修会負担金	16年度をもって廃止	実施					
			10	10	10	10	10	50
	議員海外研修職員負担金	16年度をもって廃止	実施					
			24	24	24	24	24	120
	年金連神流分会事業負担金	16年度をもって廃止	実施					
			30	30	30	30	30	150
	多野郡会計事務研修会負担金	16年度をもって廃止	実施					
			4	4	4	4	4	20
	農業委員会事務研修会負担金	17年度から宿泊研修を日帰り研修参加へ	実施					
			0	6	6	6	6	24
奥多野有機システム推進会議負担金	18年度から見直し	検討	実施					
			14	14	14	52	94	
県消防団長会研修負担金	18年度から見直し	検討	実施					
			3	3	3	3	12	
多野藤岡地区市町村教育委員会視察研修参加者負担金	18年度から参加者の見直し	検討	実施					
			4	4	4	4	16	
PTA 総会負担金	16年度をもって廃止	実施						
			2	2	2	2	10	
その他 90件	負担金は法令に定めのあるものを除き、構成機関と充分協議を行い削減に取り組む 行政運営上若しくは住民サービスの維持や向上に多大な弊害が発生するものを除き、儀礼的・形式的な協議会からは脱退	実施 検討	105	232	232	234	234	1037
計			175	329	329	331	369	1533

この表は16年度を基本としての効果額を算出している。

2 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

(1) 民間委託等の推進の基本的な考え方

町が直接行っている業務のうち、コストダウンが図られる分野、民間の活力を生かすことにより、

効率的かつ効果的に住民サービスを提供できる分野については、積極的かつ計画的に業務の外部委託化（臨時・嘱託員を含む）を推進する。

- ・車両運転業務の委託による行政経費の削減
- ・ごみ収集業務の外部委託の継続による経費節減

(2) 公の施設についての取組目標

ア 公の施設管理等について

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供する施設で、町内に82ヶ所あり、ほとんどを直営で管理している。今後指定管理できる施設については、制度の導入を積極的に推進する。

	施設の種類	総施設数	主な施設
公の施設	レクリエーション・スポーツ施設	12	町民体育館、グラウンド、はこだたみキャンプ場
	産業振興施設	15	物産センター、恐竜センター、基幹集落センター
	基盤施設	43	公園、活性化センター、集会所、町営住宅
	文教施設	8	図書館、ｺｲｺｲｲﾝﾄﾞ会館、老人いこいの家
	医療・社会福祉施設	4	保育所、健康センター、診療所、福祉交流センター
	合計	82	

イ 指定管理者制度の活用について

公の施設管理は、主に直営管理となっている。今後においては指定管理者制度の積極的な導入活用を図り、施設の効率的運営を推進する。

（平成16年度現在）

	施設の種類	総施設数	管理状況			業務委託 実施済み 施設数
			直営で管理 している 施設数	旧法第244条 の2による管理 委託施設数	指定管理者 による管理 施設数	
公の施設	レクリエーション・スポーツ施設	12	12			
	産業振興施設	15	13	2		
	基盤施設	43	43			
	文教施設	8	8			
	医療・社会福祉施設	4	3			1
	合計	82	79	2		1

ウ 公の施設ごとの取組内容

区分	施設名 (担当課)	取組概要 (実施方法等)	取組期間				
			H17	H18	H19	H20	H21
施設廃止	神流町塵芥処理場	ストックヤード建設につき、H21年度に施設を廃止する予定。	検討	→			実施

	(住民生活課)							
	教員住宅清風荘 (教育委員会)	教員の入居者が無く、教員住宅としての役割を果たしていない。借地の返還を検討する。						検討 →
	計							1
民間譲渡								
	計							
指定管理者制度導入	神流町物産センター 万葉の里 (産業振興課)	管理委託制度の廃止により、18年度に指定管理者制度へ移行。	検討 →	実施 →				
	神流町農業用水排水施設 (産業振興課)	管理委託制度の廃止により、18年度に指定管理者制度へ移行。	検討 →	実施 →				
	計				2			
業務委託	健康センター (保健福祉課)	町が行うデイサービス事業を社会福祉協議会に委託している。	実施 →					
	計		1					

(3) 公の施設以外の施設の取組目標

ア 公の施設以外の施設の委託状況

公の施設以外の施設とは、住民の利用に供することが目的でない施設であり、特殊な施設であるため、今後も直営で行っていく。

(平成16年度現在)

	委託状況	施設総数	主な施設
公の施設以外	全部委託実施施設		
	一部委託実施施設		
	全部直営施設	4	万場小学校、中里中学校、役場庁舎、中里支所
	合計	4	

イ 公の施設以外の施設ごとの取組内容

該当なし

区分	施設名 (担当課)	取組概要 (実施方法等)	取組期間				
			H17	H18	H19	H20	H21
施設廃止							
	計						

民間譲渡						
	計					
全部委託						
	計					
一部委託						
	計					

(4) その他の事務についての取組目標

その他の事務については、「住民サービスの低下を招かない」ことを原則に、

- ・一時的な業務
 - ・単純労務及び施設の維持管理業務
 - ・専門知識や技術を必要とする業務
- などについては委託し、民間の活力を生かす。

(その他の事務の種類)

その他の事務の種類は下記のとおりであるが、その中で委託できる業務について検討する。ただし、当面においては、合併後の職員定員管理適正化計画等を十分踏まえたうえで、推進する。

ア その他の事務についての委託状況

(平成16年度現在)

	施設の種類	事務総数	委託事務件数		
			全部委託	一部委託	全部直営
その他の事務	本庁舎清掃	1		1	
	本庁舎夜間警備	1			1
	案内・受付	1			1
	電話交換	1			1
	公用車運転	1			1
	し尿処理	1	1		
	一般ゴミ収集	1	1		
	学校給食(調理)	1			1
	学校給食(運搬)	1			1
	学校用務員事務	1			1
	水道メータ検針	1			1
	道路維持補修・清掃等	1			1
	ホームヘルパー派遣	1	1		
	情報処理・庁内情報システム維持	1			1
	ホームページ作成・運営	1			1
	調査・集計	1			1
	総務関係事務(給与、旅費、福利厚生等)	1			1
	その他(危険物収集、配食サービス)	2	2		

イ その他の事務についての取組内容

区 分	事務事業の種類 (担当課)	取組概要 (実施方法等)	取組期間					
			H17	H18	H19	H20	H21	
全部委託	し尿処理 (住民生活課)	既に委託しているものを継続して行う	継続	実施				
	一般ゴミ収集 (住民生活課)	既に委託しているものを継続して行う	継続	実施				
	ホームヘルパー派遣 (保健福祉課)	既に委託しているものを継続して行う	継続	実施				
	危険物収集 (住民生活課)	既に委託しているものを継続して行う	継続	実施				
	配食サービス (保健福祉課)	既に委託しているものを継続して行う	継続	実施				
	計			5				
一部委託	本庁舎清掃 (総務課)	窓ガラス清掃業務は、すでに委託しているものを継続して行う	継続	実施				
	計			1				

3 定員管理の適正化関係

(1) 定員管理の適正化について(基本的な考え方等)

行政運営において「最少の経費で最大の効果を挙げる」ため、組織の統廃合等を検討し、職員数をできる限り抑制しながら、適正な職員配置を行って行くとともに、課や係を超えた相互応援体制の強化し、また職務に対する意欲の向上が図られるような人事管理を行う。特に本町においては、合併の第一義的なねらいとして強く認識し、定員管理・人事管理の適正化を積極的に推進する。

(2) 過去5年間(平成11年4月1日～平成16年4月1日まで)の定員純減実績

(単位:人、%)

区 分		年 度						H11-H16	
		H11	H12	H13	H14	H15	H16	増減数	増減率
4月1日 定員目標値	一般行政部門	90	92	89	88	84	77	13	14.4
	特別行政部門	14	14	13	13	9	14	0	0.0
	公営企業等	17	16	18	18	17	17	0	0.0
	計(全職員数)	121	122	120	119	110	108	13	10.7

(3) 平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の数値目標

(単位:人、%)

区 分		年 度						H17-H22	
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	増減数	増減率
4月1日	一般行政部門	74	74	69	66	65	61	13	17.6

定員目標値	特別行政部門	14	14	14	13	12	12	2	14.3
	公営企業等	17	17	17	17	16	16	1	5.9
	計(全職員数)	105	105	100	96	93	89	16	15.2
	対17年度増減		0.0	4.8	8.6	11.9	15.2		
前年度 退職者数	一般行政部門		0	5	5	2	5		
	特別行政部門		0	0	1	1	0		
	公営企業等		0	0	0	1	0		
	計(a)		0	5	6	4	5		
採用者数	一般行政部門		0	0	2	1	1		
	特別行政部門		0	0	0	0	0		
	公営企業等		0	0	0	0	0		
	計(b)		0	0	2	1	1		
採用者数 - 退職者数 (b)-(a)			0	5	4	3	4		

一般行政部門：議会、総務、税務、農林水産、商工、土木、福祉（民生、衛生）の各部門
 特別行政部門：教育部門
 公営企業等：簡易水道、合併浄化槽、その他（国保、直診、自然村、介護保険）の各部門

（ 数値目標の基本的考え方・設定の仕方 ）

職員数の抑制と適正な職員配置を実現するため、事務事業の見直しや、組織・機構の簡素合理化、民間委託、OAの効率的活用を積極的に推進し、適正な職員数（65名）となるまで退職者補充を極力抑えることを基本とする。

職員数を計画的に削減し、平成17年度から平成22年度までの5ヶ年で職員16人を削減し、平成22年4月1日において、職員総数目標を89名（対H17.4.1比 15.2%）に設定する。その後は更なる適正な職員数となるまで推進する。

（4）定員適正化計画の見直し状況

職種別定員適正化の考え方

住民サービスと職員数の関わりについて、事務量との適正規模に留意し、職員数の逡減を図る中で、望ましい職員年齢構成に努める。

また、将来を見通し、「逆ピラミッド型」になっている職員年齢構成の是正を図る。

ア、一般行政職

事務の統廃合による効率化、民間委託など民間活力の活用等による削減を積極的に推進する。

イ、保育士

少子化による園児数の減少は、依然として続く傾向にあるため、臨時保育士の活用等を含め、新規採用については極力抑制する。

ウ、看護師

現在においては、二つの公営医療施設があり、それぞれ独立した経営を行っている。高齢者比率の高い本町においては、日常生活の不安解消を図る観点から、適正な看護体制の確保に努める。

エ、保健師

保健師については、現在三人体制で進めているものの、今後においては町の実態と均衡のとれた保健業務推進のため、退職補充等の段階で二人体制への移行を図る。

オ、技能労務職

スクールバスなどの車両運転業務等については、適正な時期に段階的に民間委託化を推進する。

勸奨退職制度の活用

目標とする職員総数の早期達成をめざし、早期勸奨退職制度の積極的な活用を図る。

再任用制度の活用

本町においては、職員数の減員を進め、適正な職員数に到達するまでは、本制度の活用を控える。

臨時職員の活用

職員数が多い現状から、当面は職員の効率的な配置を行うことを原則とし、臨時職員の活用については緊急の場合又は特殊性、専門性のある臨時的な業務に限定する。

4 給与の適正化関係

(1) 給与の適正化について（基本的な考え方等）

地方公務員の給与には、

- ・職務の責任に応じたものであること（職務給の原則）
- ・国や他の自治体、民間の給与を考慮したものであること（均衡の原則）
- ・条例で定めること（給与条例主義の原則）

の三原則がある。町のラスパイレース指数は非常に低位（一般行政職 H16：86.2%）にあるものの、合併による増員への対応が喫緊の課題となっている。こうした原則や現状を踏まえながら、町民の理解が得られ、職員の勤務意欲向上につながる「職務や勤務実態に応じた給与」を実現する。

給与制度については諸手当以外は国の制度に準じ、適正に実施されている。

(2) 給与の適正化に関するこれまでの実施状況（現在の状況）

取組項目		実施内容（現在の状況等）
高齢層職員昇給停止		国に準ずる。
不適正な昇給運用の是正関係	退職時特別昇給廃止	国に準ずる。
	初任給基準の見直し	国に準ずる。
	昇給期間短縮の見直し	国に準ずる。
級別職務分類表に適合しない級への格付け（わたり）等の見直し		国に準ずる。
退職手当の支給率の見直し		国に準ずる。
諸手当の総点検の実施関係	通勤手当の適正化	国は通勤60Km 限度（24,500円）としているが、本町は20Km を限度（11,300円）とし、国の基準よりも、低く抑えている。
	住居手当の適正化	国は、27,000円を限度額としているが、本町は22,000円を限度とし、国の基準よりも、低く抑えている。
	特殊勤務手当の適正化	地域性により、診療所医師手当、在直看護師手当が支給されている。
	その他の手当の適正化	国に準ずる。
技能労務職の給与の見直し関係	給料表の適正化	国に準ずる。
	国・民間団体等の比較の実施	国に準ずる。

（その他の実施内容等）

特になし

(3) 給与の適正化に関する取組目標

給与は国に準じて適正化済みである。

(4) その他の取組目標

管理職手当の見直し

管理職員数を削減するとともに、管理職手当について、職責に応じた支給率に見直す。

時間外勤務手当

人員配置、勤務体制を見直し、縮減を図る（16年度対比約10%減）

早期勧奨退職制度の活用と見直し

早期勧奨退職者の対象年齢を45歳に引き下げ（現行50歳）、年齢に応じた優遇措置を実施する。なお、早期勧奨退職制度については、適正な職員数（総数65名以下）となった年度をもって廃止する。

成績主義による給与制度への転換

勤務実績等を反映した昇級・昇格運用への移行を図る。

常勤特別職の給与の見直し

県内自治体の額等を参考に、18年度から改定する。

議員及び非常勤特別職の報酬や組織の見直し

県内各自治体の状況等を踏まえ、18年度から改定する。

人事院勧告

人事院勧告に基づき、17年度の給与改定を実地した。特に今回の勧告は18年度より実施される「給与構造改革」が示されており、18年度職員給与は、国に準じ、新給料表で支給する。

また、人事院勧告では、全職員を対象に勤務評価を行うことなどが盛り込まれており、今後は人事評価による給料体型を視野に入れ、取り組む。

(5) 定員・給与の公表

定員・給与の公表については、平成17年8月29日付けの総務事務次官通知（地方公共団体における職員給与等の公表について）により示された公表方法、様式等に基づき、以下の神流町ホームページで公表を行っている。

（神流町ホームページ）

URL <http://www.town.kanna.gunma.jp>

5 経費節減等の財政効果関係

(1) 経費節減等の財政効果（基本的な考え方等）

本町の財政状況は自主財源に乏しく、加えて国の構造改革等により、地方交付税をはじめとする依存財源等の急激な減少が続いている。また、支出においても公債費や扶助費などの義務的経費が増嵩しており、財政の硬直化は進む一方であり、このような財政状況を改善するため、徹底した事務事業の見直しや経費の節減を行い、人件費や公債費の抑制を図るとともに、自主財源の確保と受益者負担の適正化に努め、財政力の強化と財政運営の健全化を図る。

(2) 経費節減等の財政効果額

（単位：万円）

項目	取組効果額 (H16)	取組効果（見込額）				
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
歳入	超過課税の実施、法定外税新設	0	0	0	0	0
	税の徴収対策	0	0	0	0	0
	使用料・手数料の見直し	0	0	2	2	7
	未利用財産の売り払い等	0	0	0	0	0
	その他の他	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	2	7
歳出	職員削減（議員含む）	1,508	4,097	4,118	7,401	10,650
	うち退職の不補充	1,379	1,940	1,940	5,223	8,427
	うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用	0	0	0	0	0

人件費削減	給与等削減	職員	給料	0	0	0	0	0	0
			手当	175	0	302	302	302	302
		三役等 特別職	給料	661	780	809	809	809	809
			手当	291	294	360	360	360	360
		議員	報酬	0	133	62	62	62	62
			手当	0	0	26	26	26	26
		計		1,127	1,207	1,559	1,559	1,559	1,559
	その他		0	28	39	50	50	50	
	うち福利厚生事業		0	28	39	50	50	50	
	組織の統廃合		0	0	0	0	0	0	
	民間委託による事務事業費削減		0	0	0	1,200	1,200	1,200	
	うち指定管理者制度導入によるもの		0	0	0	0	0	0	
	施設等維持費の見直し		0	50	201	201	201	201	
	補助金等の整理合理化		739	603	2,778	2,908	3,773	3,851	
	投資的経費の見直し		0	0	0	500	500	2,000	
内部管理経費の見直し		0	75	163	193	193	193		
その他事務事業の整理合理化		375	41	104	108	107	109		
その他		0	0	0	0	0	0		
計		3,749	6,101	8,962	14,120	18,233	22,721		
合計		3,749	6,101	8,964	14,122	18,240	22,751		

神流町はH15年4月1日に合併したので、過去の取組はH16年度の取組効果額とした。
16年度を基本としての効果額を算出している。

(単位：万円)

区分	取組事項 (担当課)	取組概要 (実施方法等)	取組期間 / 取組効果額						
			H17	H18	H19	H20	H21	計	
使用料の見直し	町民プール (教育委員会)	町外者使用料の有料化	検討	実施					
				2	2	2	2	8	
	町民グランド照明 (教育委員会)	町外者使用料の引き上げ	検討	実施					
				0	0	0	0	0	
	基幹集落センター (産業振興課)	使用料の改定 (H20年度から1割増を見込む)			検討	実施			
					5	5	10		
	保育料 (住民生活課)	保育料の改定 (H21年度から1割増を見込む)			検討		実施		
							23	23	
	計			2	2	7	30	41	

(単位：万円)

区	取組事項	取組概要	取組期間 / 節減効果額
---	------	------	--------------

分	(担当課)	(実施方法等)	H17	H18	H19	H20	H21	計
人 件 費 の 見 直 し	職員減 (総務課)	定員適正化計画に基づき、105 人を5年間で16人削減し、89 人とする H16.3.31 3人退職 H17.3.31 5人退職 H18.3.31 0人退職 H19.3.31 5人退職 H20.3.31 6人退職 H21.3.31 4人退職 H22.3.31 5人退職	17.3末 5人 検討 実施	18.3末	19.3末 5人	20.3末 6人	21.3末 4人	22.3末 (5人)
		1379	2527	3283	3770	2578	22.3末 (3308)	
		累計	2527	2527	5810	9580	12158	32603
	職員補充 (総務課)	補充の抑制 H17.4.1 2人採用 H18.4.1 0人採用 H19.4.1 0人採用 H20.4.1 2人採用 H21.4.1 1人採用 H22.4.1 1人採用	17.4.1 2人 検討	18.4.1	19.4.1	20.4.1 2人 実施	21.4.1 1人	22.4.1 (1人)
		587	521	228	22.4.1 (228)			
		累計	587	587	587	1108	1336	4205
	職員削減 (職員不補充) (総務課)	職員減 - 職員補充 = 職員不補充	3人	5人	4人	3人	(4人)	
		1379	1940	3283	3249	2350	(3080)	
		累計	1940	1940	5223	8472	10822	28397
	議員定数削減 (総務課)	議員定数の見直し 3月分 129 20人 12人	実施	2157	2178	2178	2178	2178
議員定数削減 (総務課)	自治体規模に応じた議員定数及び 常任委員会数の見直し				検討	実施	558	558
職員削減(議員 含む) (総務課)	職員不補充 + 議員定数削減 = 職員削減	1508	4097	4118	7401	10650	13558	(3080) 39824
職員手当削減 (総務課)	時間外勤務手当は16年度対比1 0%の減を目標	検討	実施	66	66	66	66	264
職員手当削減 (総務課)	管理職手当を一律2%カット	検討	実施	236	236	236	236	944
三役等特別職の 給料削減 (総務課)	給料の減額 町長 16年 719,000円	実施	151	197	197	197	197	939

	17年 648,000円10%カット(特例) 18年 648,000円9.9%カット 助役 16年 585,000円 17年 556,000円5%カット(特例) 18年 533,000円8.9%カット 教育長 16年 539,000円 17年 513,000円5%カット(特例) 18年 498,000円7.6%カット							
	助役の収入役事務兼掌	実施						
	661	629	612	612	612	612	612	3077
三役等特別職の 手当削減 (総務課)	18年度給与改正による手当の減額	検討	実施					
			88	88	88	88	88	352
	助役の収入役事務兼掌	実施						
	291	294	272	272	272	272	272	1382
議員報酬削減 (総務課)	報酬の減額 議長 16年 247,000円 17年 228,000円8%カット(特例) 18年 240,000円2.8%カット 副議長 16年 183,000円 17年 171,000円7%カット(特例) 18年 178,000円2.7%カット 委員長 16年 169,000円 17年 161,000円5%カット(特例) 18年 165,000円2.4%カット 議員 16年 161,000円 17年 153,000円5%カット(特例) 18年 157,000円2.5%カット	実施						
		133	62	62	62	62	62	381
議員手当削減 (総務課)	18年度給与改正による手当の減額	検討	実施					
			26	26	26	26	26	104
給与等削減	職員 + 三役等特別職 + 議員							
	952	1207	1559	1559	1559	1559	1559	7443
その他 (うち福利厚生 事業) (総務課)	16年 職員1人当たり6,000円 17年 職員1人当たり3,000円 18年 職員1人当たり2,000円 19年~職員1人当たり1,000円	実施						
		28	39	50	50	50	50	217

(3) 各取組項目における主要施策について

歳入

- ・税の徴収対策
 - 16年度収納率は町民税99.7%、固定資産税93.8%、軽自動車税99.5%、国民健康保険税97.3%となっている。
 - 収納率をさらに高めるため、徴収計画に基づき、収納対策に努める。
- ・使用料・手数料の見直し
 - 使用料・手数料は、利用する者と利用しない者との間の「負担の公平性」を確保するため、受益の程度に応じた額を設定する。町民プール、町民グラウンド照明料、基幹集落センター、保育料などの使用料を見直し、応分な受益者負担を求める。

歳出

- ・職員削減
 - 定員適正化計画に基づき削減する。基本的には退職時には不補充とする。
 - 議員定数削減 20人 12人 更に定数削減等について検討する。
- ・給与等削減
 - 職員手当の中の管理職手当を18年度から一律2%カットする。
 - 時間外勤務手当を16年度対比10%縮減する。
 - 三役、議員等の給料及び報酬額の見直しを行う。
- ・組織の統廃合
 - 19年度に課の再編等組織の統廃合を実施する。
 - 21年度に診療所の統合を検討する。
- ・民間委託による事務事業費削減
 - 委託できる業務は民間に委託し、人件費の削減と事務事業の効率化を図る。
- ・施設等維持費の見直し
 - 施設の維持管理経費について総合的、効率的な見地から有効活用を図りながら節減に努め、修繕料がかさむ場合は、解体も含めて検討する。
- ・補助金等の整理合理化
 - 補助金、負担金等について、その目的の達成度や社会情勢等を勘案しながら、町の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を毎年検証し、見直しを行う。
- ・投資的経費の見直し
 - 投資的効果を見ながら常にPDCAに基づいて実施する。
- ・内部管理経費の見直し
 - ムダを省き、内部管理経費の節減に努める。
- ・その他事務事業の整理合理化
 - 各種事務事業を見直し、17年度から既に整理、合理化を進めており、18年度以降も積極的に経費削減に取り組む。

6 地方公営企業関係

(1) 経営改革の推進

平成15年4月1日に合併し、合併後の5年間は現行継続というような合併時の申し合わせ等があり、現在経営改革に取り組めない状況であるが、5年後は料金等の見直しを行う。また、今後の全体的な職員数削減に照らし、業務の兼務化をさらに進め、引き続き、臨時職員の活用を図る。

これまでの経営改革の取組状況

(平成16年度末現在)

区 分	取組実績 (件数)	主 な 取 組 内 容 等
民間への事業譲渡実績	0	特に無し
民間的経営手法の導入実績	0	特に無し
指定管理者制度導入実績	0	特に無し
P F I 導入実績	0	特に無し

民間委託等の導入実績	0	町営宿泊施設について民間委託を検討したが、具体的に進まない。
収益増加への取組実績	0	特に無し
料金収入の確保方策実績	0	特に無し
資産の有効活用方策実績	0	特に無し
その他	0	特に無し
組織・体制の見直し実績	0	特に無し
合計	0	

経営改革の取組目標 (その他)

区分	公営企業名	取組概要 (実施方法等)	取組期間				
			H17	H18	H19	H20	H21
民間への事業譲渡							
	計						
民間的経営手法の導入							
	計						
収益増加への取組	簡易水道事業	使用料を見直し、H20年度に使用料の改正を行う 受益者も応分な負担とする	検討 →				実施 →
	生活排水処理事業	使用料を見直し、H20年度に使用料の改正を行う 受益者も応分な負担とする	検討 →				実施 →
	計					2	
組織・体制の見直し	みかぼ自然村事業	当面は町営とするが、指定管理者制度の導入も考慮する。又、大規模改修時は事業継続の是非を検討する。	検討 →				
	計						

(2) 定員管理の適正化関係

一般会計分に含めて記載

(3) 給与の適正化関係

一般会計分に含めて記載

(4) 経費節減等の財政効果

経費節減等財政効果についての基本的な考え方

(簡易水道会計、生活排水会計)

受益者からの応分な負担を求めることによる、使用料の見直しにより、特別会計としての健全な経営を図る。

(みかぼ自然村)

建物の老朽化により、修繕料などの維持管理費が慢性的に発生している。今後において大規模改修が必要とされる時には、費用対効果、必要性等を総合的に判断、精査し、事業継続

の是非を検討する。

経費節減等の財政効果額

(単位：千円)

項目		取組効果額 (H16)	取組効果(見込額)				
			H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	未収金の徴収対策	76	133	106	85	68	54
	料金の見直し	0	0	0	0	13,315	13,430
	未利用財産の売り払い等	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	76	133	106	85	13,383	13,484
支出	人件費削減	0	0	0	0	0	0
	職員削減(議員含む)	0	0	0	0	0	0
	うち退職不補充の場合の効果額	0	0	0	0	0	0
	嘱託、臨時、派遣職員等の活用の場合の効果額	0	0	0	0	0	0
	給与等削減	0	0	0	0	0	0
	組織の統廃合	0	0	0	0	0	0
	民間的经营手法の導入による事務事業費削減	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
合計		76	133	106	85	13,383	13,484

神流町はH15年4月1日に合併したので、過去の取組はH16年度の取組効果額とした。

取組効果(見込額)16年度を基準として比較した数値とした。

(単位：千円)

区分	取組事項 (担当課)	取組概要 (実施方法)	取組効果額	取組効果(見込額)				
				H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
未収金の徴収対策	生活排水処理事業 (住民生活課)	徴収計画を作成し、積極的に取り組む	76	133	106	85	68	54
	計		76	133	106	85	68	54
料金 の見直し	簡易水道事業 (建設課)	H20年度に使用料を見直し、基本料金、超過料金の引き上げ					10,280	10,280
	生活排水処理事業 (住民生活課)	H20年度に使用料を見直し、料金の引き上げ					3,035	3,150
	計					13,315	13,430	

各取組項目における主要施策について

歳入

- ・ 使用料・手数料の見直し

簡易水道会計、生活排水会計では、料金を見直し、受益者も応分な負担とする。

歳出

- ・ その他

みかば高原荘は建物の老朽化により、毎年修繕料などの経費がかさむ。

当面は町営とするが、大規模改修時は事業継続の是非を検討する。